

船舶事故等調査報告書

平成22年7月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第28号	
事故等種類	運航不能（舵脱落）	
発生日時	平成22年2月14日 11時30分ごろ	
発生場所	熊本県宇城市戸馳島片島鼻南方 戸馳島灯台から真方位158° 400m 付近 (概位 北緯32° 34.38′ 東経130° 29.42′)	
事故等調査の経過	平成22年3月12日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 福吉丸、0.83トン	
船舶番号、船舶所有者等	KM3-47257（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	舵脱落	
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、戸馳島片島鼻南方沖で操業中、平成22年2月14日11時30分ごろ、舵が脱落して航行不能となった。 本船は、救援を依頼し、来援した海上保安部の監視取締艇によりえい航された。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2 海象：潮汐 下げ潮中央期	
その他の事項	舵取装置は、舵軸上端と舵柄（長さ約1mの棒）が、金具を介して1本のステンレス製の取付けボルト（以下「ハンドル取付けボルト」という。）で接続されていた。 舵と一体型の舵軸には、舵脱落防止金具が舵軸の上下方向の調整も兼ねるボルト（以下「調整ボルト」という。）によって取り付けられていた。 ハンドル取付けボルトが無くなっており、調整ボルトが緩んでいた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、ハンドル取付けボルトが緩んで抜け出たか、又は疲労折損し、調整ボルトが緩んだ状態となったため、舵が脱落したものと考えられる。 船長は、ハンドル取付けボルト及び調整ボルトの点検を適切に行っていなかったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、戸馳島片島鼻南方沖で操業中、舵が脱落したため、操船できなくなったことにより発生したものと考えられる。	
備考	修理業者は、ハンドル取付けボルトを押さえボルトから通しボルトに変更した。	